

令和3年度第2回鳥取市社会福祉審議会議事概要

【日 時】令和4年2月17日（木）午前9時30分から午前10時50分

【場 所】鳥取市役所本庁舎6階6-3、6-4会議室

【出席者】○委員

石谷暢男委員長、塩野谷斉副委員長、椋田昇一委員、田中節哉委員、今井久仁子委員、福田正美委員、山根裕委員、藤原美江子委員、大谷喜博委員、市谷貴志子委員、矢部征委員、山本雅宏委員、間屋口貴仁委員、森田明美委員、山口朝子委員、國本真吾委員

（欠席：平井堅志委員、高田耕吉委員、池田実央委員、目黒道生委員、荻原誉康委員、金谷達美委員、垣屋稻二良委員、岡美智子委員、石本裕美委員）

○事務局

福祉部 竹間恭子部長

同 地域福祉課 梶和浩次長兼課長、山根徑課長補佐、
奥山恵介主幹、岸本和久主幹

同 地域福祉課指導監査室 山形孝史室長補佐

同 長寿社会課 奥村上雅浩次長兼課長、植田修三課長補佐

同 障がい福祉課 田川新一課長、霜村俊二課長補佐

健康こども部 こども家庭課 山下宣之次長兼課長、入江竜生課長補佐

1. 開 会

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第2回鳥取市社会福祉審議会を開会いたします。

（事務局）

※委員25名中16名（午前9時31分時点）の委員の出席を確認し、会議の成立を報告。（鳥取市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定による）

開会にあたり、石谷委員長様あいさつをよろしく申し上げます。

2. 委員長あいさつ

皆様、おはようございます。大雪の中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

本日は、令和3年度第2回の審議会です。現在、新型コロナウイルス感染症に

においては、第 6 波のオミクロン株が流行しており、影響が多くの方面におよんでいる状況であり、福祉や医療、子育てなど、各分野第一線でご活躍の皆様におかれましても、ご苦勞が絶えないことと拝察しております。

鳥取県西部でも、福祉・医療の分野でクラスター発生していますが、その経路も現在不明な状況でございます。東部でも、幼稚園・保育園、認定こども園で、休園を余儀なくさせられているような状況でございます。

このような中、地域共生社会の実現に向けて、そして福祉をめぐる社会の仕組みは、変動の時期を迎えております。

本審議会におきましても、法制度や社会情勢の動きを踏まえ、審議する必要があると考えております。本日の会議では、委員の皆様から多くのご意見をいただきまして、議論を深めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。ここからの進行は、条例第 6 条の規定により、委員長が議長となるとなっております。石谷委員長様、議事の進行をお願いいたします。

また、本日の議事録署名委員を、田中委員様と山本委員様にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

3. 議 事 [委員長進行]

(1) 鳥取市地域福祉推進計画(第 2 次鳥取市地域福祉計画・第 4 次鳥取市地域福祉活動計画)の中間見直し版について

議事の 1 でございますが、鳥取市地域福祉推進計画(第 2 次鳥取市地域福祉計画第 4 次鳥取市地域福祉活動計画)の中間見直しということで、議論して参りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

※「鳥取市地域福祉推進計画(第 2 次鳥取市地域福祉計画第 4 次鳥取市地域福祉活動計画)の中間見直し版」について説明

(委員長)

ありがとうございます。ただいま地域福祉推進計画の中間見直しにつきまし

て、改定の部分を事務局よりご報告いただきました。

説明についてご質問などがございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

保護司のボランティアのことで聞きたいと思います。計画の説明はわかりませんが、実態的にどういう行動をしているか、皆さんご存じでしょうか？

私は、保護司やボランティア方と刑務所から出所された方とふれ合ったことがあります。

計画では一生懸命していかなければいけないと書いてありますが、実質的に、どの段階まで進んでいて、どういうことを見直さなければっていうことを理解しておられますか。私も、切手を切る作業や施設の草取りを一緒にしたりなどありますが、そういった受け入れも少なくなっていると聞いています。計画が実態に合っているかどうか、検証が必要と考えます。

(例えば、)障がい者の相談は社会福祉協議会が持っているところもあるが、相談に行きにくいということもある。その相談体制をどのようにするかというようなことも、やはり、考えていないといけないと思います。

ちなみに障がい者の相談制度は、鳥取県が障がい者の相談制度がずっとあって、平成24年から県から市町村に、委譲されましたが、相談事業について、どのような相談がきて、どのように解決したってということが残ってないです。

更生の方も、そういうことですが、ボランティアでされている方の意見を聞いてどこに課題があるかということを考えて、計画に、加えていくような恰好にしないと、本物にならないと思います。以上です。

(委員長)

ただいまの意見は非常に重要な視点でございます。皆様のお手元の資料の「第8章計画推進」の「計画の進行管理」を見ていただきたいと思いますが、委員様が言われたのは、PDCAサイクルのうちの「点検・評価」と考えます。

「計画は立てた、すごくいい計画ができた。」それが実行できているかどうかということを実際にやってみて、どうであったかということです。今、委員様が言われたのはその点検、評価をまずしてみてくださいという点です。このところを、きっちりとしっかりとしていないと、ただ計画倒れになってしまう。施行した後にも、必ずそのアクションを起こして改善をする必要あることを、具体的に言われたと思います。

その点につきまして、事務局はどのようにお考えか、お聞きします。

(事務局)

ご意見いただきましてありがとうございます。

この計画を作成するに当たりましては、保護司さんの代表や、保護観察所の方、ダルク等々の民間団体の方など、集まっていたいただき会議を開きました。今、ご質問いただいた内容につきましても、ご意見いただきながら作成させていただいたところでございます。

この度は、この計画（再犯防止推進計画）を初めて策定させていただいたところでもありますので、今後、この計画に沿って進めながら、まさにご指摘のあったとおり、このPDCAサイクルをまわして、次の計画作成の時に、改善すべきところは改善していきたいというふうに考えております。

また保護司さんは、国の保護観察所の関係ということで、今まで、鳥取市との関係も、なかなか少ないところもございますので、今後この計画を通しまして、連携を密にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(委員長)

はい。他にどなたかございますか。

(委員)

先ほどご説明いただいた「再犯防止推進計画」の、「⑥児童の立ち直りを支援します。」についてなんですが、児童生徒の立ち直りを支援というふうな見だしとともに、「行政の取組」のところの最初の部分でも学校に在籍しているというふうに、表示されておりますが、児童生徒という表現は、「学校教育用語」ですので、例えば学校に在籍しているとなったとき、多くは義務教育と考えるのか、また未成年の若者で、いわゆるその中学校卒業後の15から18歳までの年齢の人たちを含んでいるのか、含んでいるとすると、ここは学校に在籍しているという書き方で、はたしていいのだろうかと思えます。（このままだと）政策的に少しぼんやりしてしまうようなところもあると思えます。

ですから未成年、18歳未満の方の扱いとして、このくくりになっているのかどうか、そこがちょっと不明瞭かなと思えます。もし「児童生徒」という表現も、福祉の行政的に、「子ども」とか「児童」というふうなことであれば、そのような表現として位置付くべきかと思えますが、いかがでしょうか。

(委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

ただいまのご意見伺いまして、教育委員会等々、関係部局に確認いたしまして、この文言につきましては、必要な訂正とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員長)

一つは、児童の概念を考えると、法律的には18歳以下になると思うので、そのような書き方にするのがいいのか、もしくは、「生徒」という表現については、学校教育の場では、「児童」は小学校の部分でありますし、中学校以上では「生徒」と言います。確かに、今、委員さんの言われる通りでございますので、そのあたりをもう一度、関係部署と相談していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

他にどなたがございますでしょうか。

(委員)

「本市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）」ですが、綺麗に書いていただいておりますが、各種関係団体の部分の相談窓口の部分についてです。例えば、民生児童委員さんとか、やはりそこらのことは一切、表面にうたっていないと、これでは（計画上、）ご相談を受けなくてもいいのかということになります。やはり一番身近な部分としてはその部分っていうのは大事であるし、様々な面において関係団体は、やはり関わっていないと、（計画が）本当に狭い世界だけになってしまうと思います。その辺をもう少し、中に入れた状況で、作っていただけたら有難いなと思います。以上です。

(委員長)

事務局、どうでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

まず、先ほど説明させていただきました重層的支援体制整備事業、五つの事業を一つの絵にまとめようとして、かなり苦労したところであり、いろいろ組み込みますと、なかなか見にくくなったこともあり、検討した結果、現在の図に至っております。いただきましたご意見をいただいて、また必要な内容は、もり込むよう検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員長)

案として、「本市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）」を1枚の大きなものにするというのも一つの方法だと思います。また、「本市の重層的支援体制整備事業での個別課題の支援フロー」と「本市の重層的支援体制整備事業での個別課題に対する地域での支援フロー」は、別につければ良いと思うので、またご検討いただけたらと思います。

他にどなたか意見はありますか。

（委員）

とても丁寧な、立て付け、仕上がりだと理解しています。包括的で重層的という言葉を見ると、全体をしっかりとし、また重なり合うところを丁寧に、というイメージになると考えます。これを整えていくために福祉の世界で必要になってくるのが、時代の経過とともに世の中ニーズが変わり、サービスの提供者だけでなく、それを必要とする人が変わってくる（を把握し、理解すること）です。

私は子どもたちを支援する現場にいます。子どもたちが福祉のサービスを受けるといえるときに、子どもたち自身が「僕、福祉のサービスを受けたいです」というように、手が挙げられるのかという点が、いつも一番気になります。

子どもたち自身ではなくて、やはりそこは、保護者という存在の方があって、初めて福祉のサービスを受けられるという状態が、医療にも教育にもあると、思っています。

現在、子どもたちの中に、本当は、自分で「福祉のサービスを受けたいです」って、声を上げさせてあげないといけないくらい、困っている、子どももいます。

要は、こういった子たちを今『しゃべり場』で、発見して、それをきっかけに福祉サービスを受けるようにすることができる仕掛けがあるかと言ったら、正直、無いと思います。

例えば、鳥取市で、包括的で重層的な整備をされる中で、ヤングケアラーと言われる子どもたちに対しては、どのように考えているのか。こういった点が気になりました。

ヤングケアラーに対する支援のように、これからも時代によって必要なニーズは変わっていき、新しいものが出てくると思います。（包括的、重層的を）どんどん合わせれば合わせるほど完成はないのだと思います。また、「完成」がないものでいいのだらうと思っています。

今後、ヤングケアラーに対する手立ては、「教育や福祉で進むのかどうか？」ということも思っています。気になっている部分なので、ご意見がいただけたらと思います。

(委員長)

その前に、ヤングケアラーのことに關しまして、県の会議でもございましたが、ヤングケアラーというと、(ある程度)上の年齢ばかりのイメージで説明されていますが、小学校の低学年のお子さんでも、実際訪問してみると、パンツ姿で、ミルクを赤ちゃんに飲ませているといったこともございます。ヤングケアラーと言っても様々なパターンがあるという認識が必要となってくると思いますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

今、委員様からいただいた「ヤングケアラー」の問題ですが、まさに、ここ数年、世の中で認識されてきたということがありまして、重層的支援体制整備事業で、まさに、ヤングケアラーに対する体制も作っていくってようなことができるのではないかとということで、取り組みを進めようと思っております。

子どもは、まず自分がそういうことをしているのが普通であって、声を上げることすらない。また、自分がしていることに対し、何かしらの支援が受けられるかどうか、そういう判断まで至らない。そのあたりは、学校との連携であったり、保育園であったり、子どもに関わる様々なところが繋がり、いろいろな情報を取り入れたり、また、子どもに対しても、相談や支援を求めることができるように考えていきたいと思っております。

具体的に今すぐに、何ができるかということを考えるのは難しいかもしれませんが、まず、市の中の組織もしっかりと連携していきたいと思っております。また、地域の方の目も重要であり「もしかしたらあの家庭のお子さんがヤングケアラーとなっていないか」というようなことを、市や関係機関に教えていただき、こちらから積極的にその家庭と信頼関係を築きながら、何とか発見していくということも考えていきたいと思っております。

おっしゃられるように時代は刻々と変化していて住民ニーズもどんどん変わっていきます。この計画も、それに沿って、見直しを図りながら、その時代に合った、そのときに本当に支援の必要な人に支援が届くような計画に変えていければと思っております。

(委員長)

一つは文化の問題があると思っております。具体的に言うと、家(家庭)ごとに文化があって、一つの文化(自分の家庭)の中でずっと育っていると、他の家の文化とは当然に差異が生じます。さらにまた別の家には別の文化がある。

その中でも、やはり『落ち着くべきこと(こうあるべきといったこと)』とか、『実際にきっちり、やらないといけないこと』、といった、共通部分について、

家族が抱えている問題を浮き彫りにすることが重要であると考えます。そして、その家族自身が「抱えている問題」として認知できるように、考え方を改めてあげなければならない。

これは、非常に難しい作業だと思いますが、子どもたちの健全育成のためにも、なんとか、いい方向となるように行政として進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

続きましてどなたかございますか。

(委員)

資料を見させていただいき、また本日の説明についても、とても期待感を持って聞かせていただきました。

委員の皆様からのご意見出ていましたが、文章を抽象的に説明、或いは言葉で表現すると、このような説明になると思うのですが、これが実際に、その具体的な事例でどうなっていくのかっていうのが、私には少しイメージが出てこないです。これまでの事例もあると思いますが、今後、この重層的支援体制整備事業が進められていく中で、「こういう事例についてはこういう成果がありました」とか、或いは「こういう事例については、一方でこういう成果があったが、なお、成果に至ってない」とか、「こういう困難性があるとか」を、何かを具体的な事例を通して、私たちにもうご提示いただけると、より理解が進むのではないかと思います。

今日この場で、その説明ということにはならないと思いますので、今後の審議会の場もそうですけれど、審議会の場だけじゃなくて、(計画が進行する)途中といたしますか、タイミングを見て、委員に資料で事例紹介、或いは整理した、その諸課題等の提示をいただけると、我々自身の理解も深まります。またこういう会議を開いた時に、そういうものをもとにして、より深い議論や検討にも至るのかなと思いました。これは要望ということをお願いしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

(委員長)

非常に難しいご提示をいただきました。私も色々な委員会に出ますけども、事例というものは、詳しい内容となると、どうしても個人情報結構出てしまう事も多い。

しかしながら、事例が全くないと、わかりにくいということもありますので、そのあたりも注意しながら整理して、事例を報告していただくことで、皆様の理解が深まると思います。

そのあたりは、非常に難しいと思いますが、上手な提示の仕方をしていただいで、皆様の関心を高めていけるような、審議会にさせていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

他にどなたかございますでしょうか。無いようですので、議事の 1 は終了したいと思ひます。今後も、当審議会において、鳥取市の地域福祉の推進について、随時、ご意見を伝えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に進めます。

(2) 専門分科会からの報告について

次は、各専門分科会の活動報告です。実際には、事例もこちらの方に、出てくることが多いかとも思ひます。また、各委員様が他の部会の内容を、全く知らないということではいけませんので、説明される方は、わかりやすい提示の仕方をしていただき、皆で情報を共有していくというようにしていけたらと思ひます。

なお、「鳥取市社会福祉審議会規定第 8 条第 2 項及び第 9 条において専門分科会、及び審査部会の決議はこれをもって審議会の決議とすることができるとし、この場合には、次の審議会に報告するものとする」というのがありますので、審議会においてもご報告していただくものです。

お配りしています資料の 1 に、各専門部会、審査部会の活動概要を取りまとめてあります。コロナ禍で十分活動ができていない状況があるかと思ひますが、民生委員審査専門分科会、それから心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、そして、児童福祉専門分科会の順で、分科会長から報告をお願いしたいと思ひます。

なお、報告内容や説明についてのご質問は、すべての分科会の報告が終わった後に一括してお受けしたいと思ひます。

まず、民生委員審査専門分科会から報告をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(各分科会長又は事務局)

※資料 1 を説明。

(委員長)

ただいま、4 分科会からの報告内容につきまして、ご質問等ございましたら、

お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。無いようですので、次に進みたいと思います。

(3) その他

議事の3でございますが、委員の皆様からその他に何か、御意見がございますでしょうか。また、事務局から何かございますでしょうか。補足の説明とか、いかがでしょうか。無いようでしたら、これで審議を終了したいと思います。

これで、予定された審議を終了ということで、議長の任を下ろさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

4. その他〔事務局進行〕

(事務局)

委員長様ありがとうございました。

4番の「その他」ですけれども、特に事務局からは、報告事項はございませんので、5番の閉会に移ります。

5. 閉会〔事務局進行〕

本日の審議内容につきましては、議事概要作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で、市のホームページ掲載させていただきます。

それでは以上をもちまして、令和3年度第2回鳥取市社会福祉審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

以上、この議事概要が正確であることを証します。

令和4年7月29日

議 長

石谷暢男

議事録署名人

同

田中節子

山本雅宏